

上下水道料金・公営企業会計システム更新業務

事業者選定基準

令和7年9月

吉川市水道事業

# 目 次

第1章	審査方法	1
1	審査方式	1
2	事業者選定手順	1
3	委員会の設置	1
第2章	資格審査及び事前審査	2
1	応募資格審査	2
(1)	応募資格確認申請書等の確認	2
(2)	応募資格要件の確認	2
2	業務提案に係る事前審査	2
(1)	業務提案書等の確認	2
(2)	事前審査の内容	2
(3)	事前審査による選定	2
第3章	提案審査	2
1	プレゼンテーション及びヒアリング	2
(1)	実施時期等	2
(2)	実施方法	2
2	提案内容の審査	3
(1)	審査方法	3
(2)	総合評価点の算出	3
3	事業者の選定	3
(1)	選定候補者の決定	3
(2)	優先交渉権者及び事業者の決定	3
第4章	総合評価点の算出方法	4
1	業務提案に係る審査項目	4
2	総合評価点の算出方法	5

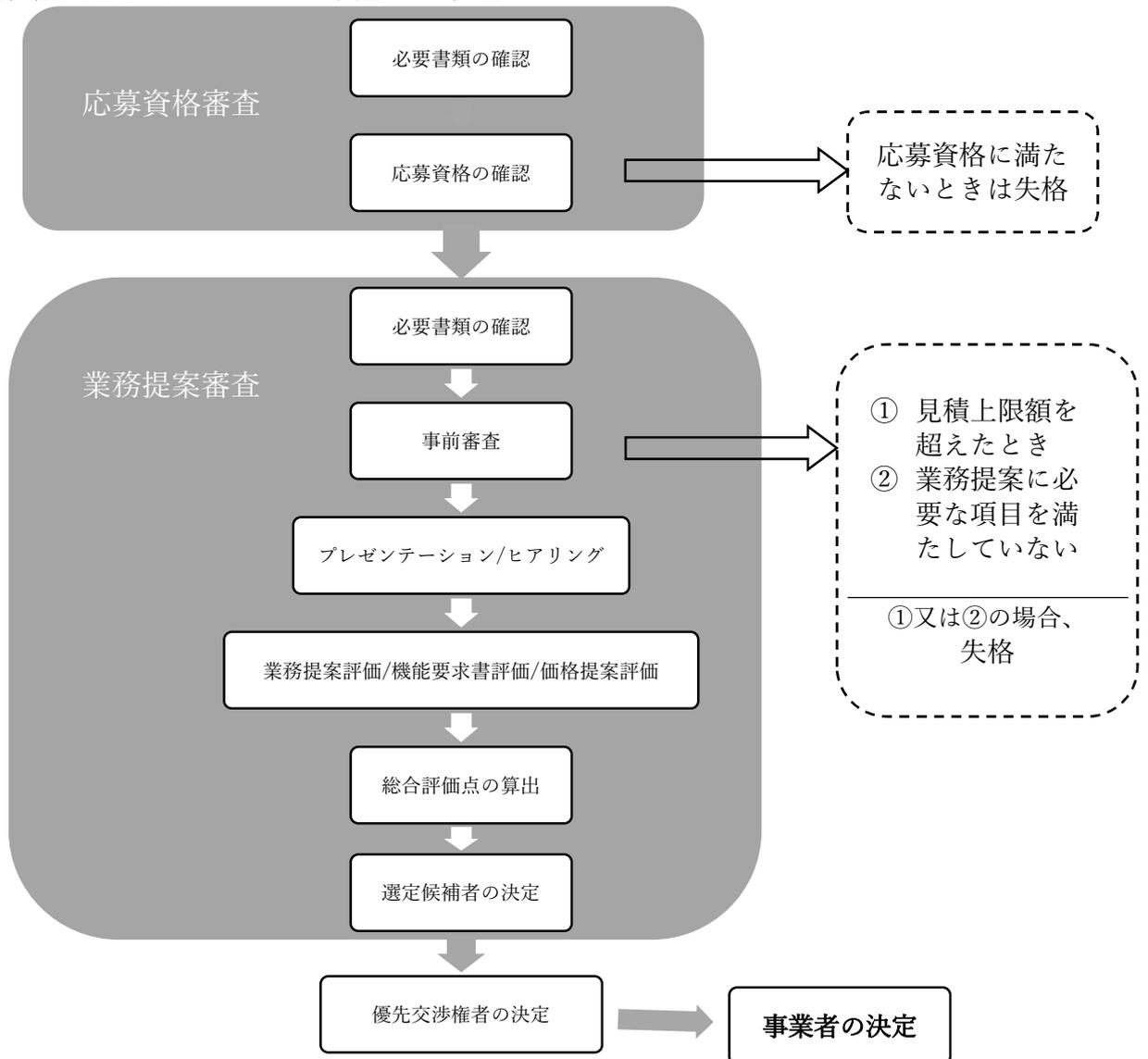
# 第1章 審査方法

## 1 審査方式

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により実施し、本事業の目的に最も合致した業務遂行能力等を有する事業者を選定する。

## 2 事業者選定手順

事業者決定までのフローは下図に示す通り



## 3 委員会の設置

市は、応募事業者から提出された業務提案書の記載内容の評価に当たり、公平性、競争性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、有識者等を含む「吉川市水道事業プロポーザル方式による事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。なお、委員会委員の氏名及び所属は、優先交渉権者決定後に公表するものとする。

## 第2章 資格審査及び事前審査

### 1 応募資格審査

#### (1) 応募資格確認申請書等の確認

市は、応募事業者から提出された応募資格確認申請書提出書類について、実施要領に定める書類が全て揃っていることを確認する。

#### (2) 応募資格要件の確認

市は、応募事業者が実施要領に記載した応募資格要件を満たしていることを確認する。応募資格要件を満たしていない場合は失格とする。

### 2 業務提案に係る事前審査

#### (1) 業務提案書等の確認

市は、応募事業者から提出された業務提案に係る提出書類について、実施要領に定める必要書類が全て揃っていることを確認する。

#### (2) 事前審査の内容

市は、応募事業者からの提出書類について、実施要領等に基づき、次に掲げる事項を事前審査する。条件を満たしていない場合は失格とする。

- ① 価格提案が見積上限額以下であること。
- ② 業務提案に必要な項目を満たしていること。

#### (3) 事前審査による選定

応募事業者が多数の場合等、委員会が必要と判断したときは、「第4章 総合評価点の算出方法」に基づく市による事前審査結果を委員会に諮ることにより、委員会での審査対象者を限定することができるものとする。

## 第3章 提案審査

### 1 プレゼンテーション及びヒアリング

市は、資格審査及び事前審査を通過した応募事業者を対象として、提案内容の確認等のため、応募事業者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。実施の詳細については、事前に応募事業者に通知するものとする。

#### (1) 実施時期等

実施時期は、令和7年12月中旬を予定し、日時、場所及びヒアリング内容等の詳細については、事前に応募事業者に通知するものとする。

#### (2) 実施方法

応募事業者によるプレゼンテーションは、次の通り行う。なお、その他事項については、実施時期と併せて通知するものとする。

- ① プレゼンテーションは、公正を期すため、応募事業者名を伏せて実施する。

- ② 参加人数は5名以内とし、本業務における責任者は必ず出席すること。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ④ プレゼンテーションは、1応募事業者につき40分以内、ヒアリングは20分程度とする。
- ⑤ プレゼンテーションは、業務提案書に記載したものに限り、追加の提案は認めない。
- ⑥ プレゼンテーションに必要な機材等については、市が準備するものは下記の通りとする。この他に必要な機材等については、応募事業者が準備するものとする。
  - ・ プロジェクター
  - ・ スクリーン

## 2 提案内容の審査

### (1) 審査方法

委員会は、業務提案の内容に対し、「第4章 1 業務提案に係る審査項目」に示す審査項目に基づき、専門的見地から評価を行う。

### (2) 総合評価点の算出

総合評価点の算出方法については、「第4章 総合評価点の算出方法」に示すものとする。

## 3 事業者の選定

### (1) 選定候補者の決定

委員会は、総合評価点により応募事業者の評価順位を決定し、最も評価点が高い応募事業者を選定候補者とする。最高評価点が2者以上となったときは、第4章に定める業務提案評価点の最も高い提案者を選定候補者とする。この場合においても同点の場合は、各委員の投票により選定候補者を決定するものとする。

### (2) 優先交渉権者及び事業者の決定

市は、委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、契約交渉を行う。優先交渉権者との契約締結をもって事業者の決定とし、業務の引継ぎ等を開始するものとする。

## 第4章 総合評価点の算出方法

### 1 業務提案に係る審査項目

業務提案に係る審査項目は下表の1～10項目とする。

審査項目		審査の視点	配点	項目別 配点計	
1	会社概要に関する事項	①企業の経営方針、財務状況	2	4	業務提案 評価点
		②業務導入実績	2		
2	提案システムの 構成及び特徴に 関する事項	①上下水道料金システムの構成及び特徴について	3	27	
		②給水受付システムの構成及び特徴について	3		
		③公営企業会計システムの構成及び特徴について	3		
		④各システム間連携	3		
		⑤代替案に関する説明について	3		
		⑥ハードウェアの構成について	3		
		⑦ネットワークの構成について	3		
		⑧セキュリティ対策	3		
		⑨信頼性	3		
3	実施体制・方法 に関する事項	①実施体制	2	4	
		②実施方法	2		
4	スケジュールに 関する事項	①移行スケジュール	2	2	
5	データ移行に関 する事項	①移行実績	2	8	
		②移行方法	2		
		③職員負担軽減策	2		
		④契約終了に係るデータ抽出及び資料作成作業について	2		
6	システムの稼働 準備に関する事 項	①マニュアル類の整備について	2	6	
		②操作研修	2		
		③本稼働支援	2		
7	システム運用保 守の条件に関す る事項	①保守実施体制・お問い合わせ対応について	2	6	
		②保守業務の範囲について	2		
		③追加費用の考え方について	2		
8	その他の追加提 案に関する事項	①追加提案	3	3	
9	機能要求書に関する事項		20	20	機能要求 書評価点
10	価格に関する事項		20	20	価格 評価点
総合評価点				100	

## 2 総合評価点の算出方法

審査項目 1～8 に示す事項について、以下に示す評価基準に基づき 5 段階に評価する。この評価は、委員会が行うものとし、審査項目ごとについて各審査員が採点した結果の平均値を算出し、その合計点を業務提案評価点とする。なお、業務提案評価点は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで算出するものとする。

評価基準	得点化方法
特に優れていると認められる	配点×1.00
優れていると認められる	配点×0.75
普通である	配点×0.50
やや劣っている	配点×0.25
劣っている	配点×0.00

また、審査項目「9 機能要求書に関する事項」の機能要求書評価点については、市が要求する機能要求書の対応可否を採点対象とし、下記の算出方法により、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで算出するものとする。

$$\text{機能要求書評価点} = 20 \text{点} \times (\text{獲得点} / \text{総得点})$$

なお、審査項目「10 価格に関する事項」の価格評価点については、下記の算出方法により、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位まで算出するものとする。

$$\text{価格評価点} = 20 \text{点} \times (\text{提案価格のうち最低価格} / \text{提案者の提案価格})$$

総合評価点は、業務提案評価点、機能要求書評価点及び価格評価点の合計値とし、小数点以下第 2 位まで算出するものとする。